

平成31年2月21日

第4回市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会の書面協議の結果について

標記の書面協議の結果を下記のとおり公表いたします。

記

1. 書面協議開始日 平成30年12月7日（金）
2. 書面協議表決日 平成30年12月20日（木）
3. 協議事項
(1) フォローアップ調査に係る活性化事業の目標値設定について

協議結果：別紙により目標値を決定
全構成員の合意により承認。

【問い合わせ先】

市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会 事務局
一般社団法人千葉県タクシー協会 土屋、田中、竹門
電 話 043-243-2460
FAX 043-248-6306

平成30年12月7日

市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会構成員 各位

市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会
会長 榛澤芳雄
(公印省略)

第4回市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会（書面会議）の開催について

拝啓 初冬の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会の円滑な運営に深いご理解と格別なるご協力を賜り誠にありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年1月27日に施行された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）」により、市原交通圏は準特定地域に指定され、指定期間は国土交通省告示第56号により平成26年1月27日から平成29年1月26日までとされておりましたが、平成29年1月26日の官報告示により、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程が改正され、市原交通圏は準特定地域として再指定（指定期間は平成29年1月27日から平成31年9月30日まで）されたところであり、既に構成員各位にはご通知を申し上げたところであります。また、これに先立ち、平成28年12月7日付けで構成員各位にお願いを致しました「市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会構成員への就任（更新）のお願い」につきましても、事情をご理解いただき、指定期間の延長を前提として引き続き構成員にご就任いただいているところであります。

こうした状況下の中で、平成28年12月27日付けで国土交通省自動車局長から発出された「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に係るフォローアップについて」（以下「通達」という。）のⅡ.2(2)に規定される、項目ごとに設定する目標値について、本来であれば協議会を開催し、構成員の皆様のご承認を頂戴するところでありますが、通達に基づく目標値の設定につきましても、市原交通圏内タクシー事業者の協議結果を反映した目標数値であることに鑑み、今回は書面での決議を賜りたいと存じます。

つきましても、別添の議案資料をご覧いただき、別紙「書面議決書」にご記入の上、同封の返信用封筒にて平成30年12月20日（木）までにご返信下さるよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【議案】

第1号 市原交通圏の活性化に係る調査結果と設定する目標値について

第2号 その他

【問い合わせ先】

市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会 事務局
一般社団法人千葉県タクシー協会 土屋、田中、竹門

電話 043-243-2460

FAX 043-248-6306

書 面 議 決 書

平成30年 月 日

市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会
会長 榛澤芳雄 様

団体名等
役職名
氏名

㊟

第4回市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会の書面審議について（回答）

1. 審議事項

(1) 議案第1号 市原交通圏の活性化に係る調査結果と設定する目標値について

承認する 承認しない ←どちらかに○をつけてください。

※その他ご意見等

2. その他

ご意見・ご質問等がありましたら、ご記入ください。

本省通達Ⅱ. 2(2)に規定される、項目ごとに設定する目標値

市原交通圏

事業者数	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	車両数	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	運転者数	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末
	14	14	14		385	385	385		692	504	496

※一般タクシー事業者のみ

※一般タクシー車両のみ

	調査項目	調査結果									目標値		
		平成27年度末			平成28年度末			平成29年度末			平成30年度末		
		取扱事業者数	受講又は認定運転者数	導入車両数	取扱事業者数	受講又は認定運転者数	導入車両数	取扱事業者数	受講又は認定運転者数	導入車両数	取扱事業者数	受講又は認定運転者数	導入車両数
目標値を設定する項目	① 妊婦・子ども向けタクシー 取組事業者数及び認定運転者数シェア	3	10	/	3	10	/	3	14	/	4	17	/
	② UD研修 受講者数及び受講運転者数シェア	0	0	/	0	0	/	10	83	/	11	119	/
	③ 観光タクシー 取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア	0	0	/	0	0	/	1	3	/	1	3	/
	④ 外国語講習 受講者数及び受講運転者数シェア	0	0	/	3	6	/	11	17	/	11	17	/
	⑤ アプリ配車の 導入事業者数及び対応車両数シェア	0	/	0	1	/	30	3	/	107	3	/	108
目標値を設定することが望ましい項目	⑥ UDタクシーの 導入車両数及び導入車両数シェア	1	/	1	1	/	1	4	/	7	6	/	11
	⑦ 環境対応車の 導入車両数及び導入車両数シェア	0	/	0	0	/	0	2	/	4	3	/	5
	⑧ 先進安全自動車(ASV)の 導入車両数及び導入車両数シェア	1	/	5	1	/	5	1	/	2	1	/	2
	⑨ クレジットカード・電子マネー等 導入車両数及び導入車両数シェア	10	/	282	10	/	287	10	/	276	10	/	290